

**○議案第46号 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案**

**□□□審議経過□□□**

**＝福祉教育委員会委員長報告＝**

御報告申し上げます。

本案は、国において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件について、支援員が修了しなければならないとされている研修の実施主体に指定都市の長を加えようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。